

第2次鳥羽市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）概要版（案）

1. 目的

鳥羽市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出抑制等を図るため。

2. 対象範囲

市の組織及び施設における全ての事務・事業を対象とする。

3. 計画の位置づけ

平成26年度から令和4年度までの計画である「鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画」（平成26年10月策定）（以下「推進計画」という。）を基礎とし、行政が取り組むべき内容を定めた計画である。

4. 計画期間

2020年度から2030年度末の11年間

5. 環境方針

- 1) 推進計画と連携し、環境に配慮したまちづくりを推進する。
- 2) 省エネルギー、省資源、廃棄物の減量化及びリサイクルを推進する。
- 3) 環境に配慮した公共事業を推進する。
- 4) 第2次鳥羽市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）の内容及び取組状況等について、鳥羽市ホームページ等の活用により、職員、市民、事業者等に対して広く公表し、地球温暖化防止への意識の高揚を図る。

6. 市が対象とする温室効果ガス

二酸化炭素（CO₂）

7. 温室効果ガスの排出削減目標

*2030年度に、基準年度（2013年度）比40%削減

年度	2013 （基準年度）	2030 （目標値）
kg		
排出量合計	5,610,039	3,366,023

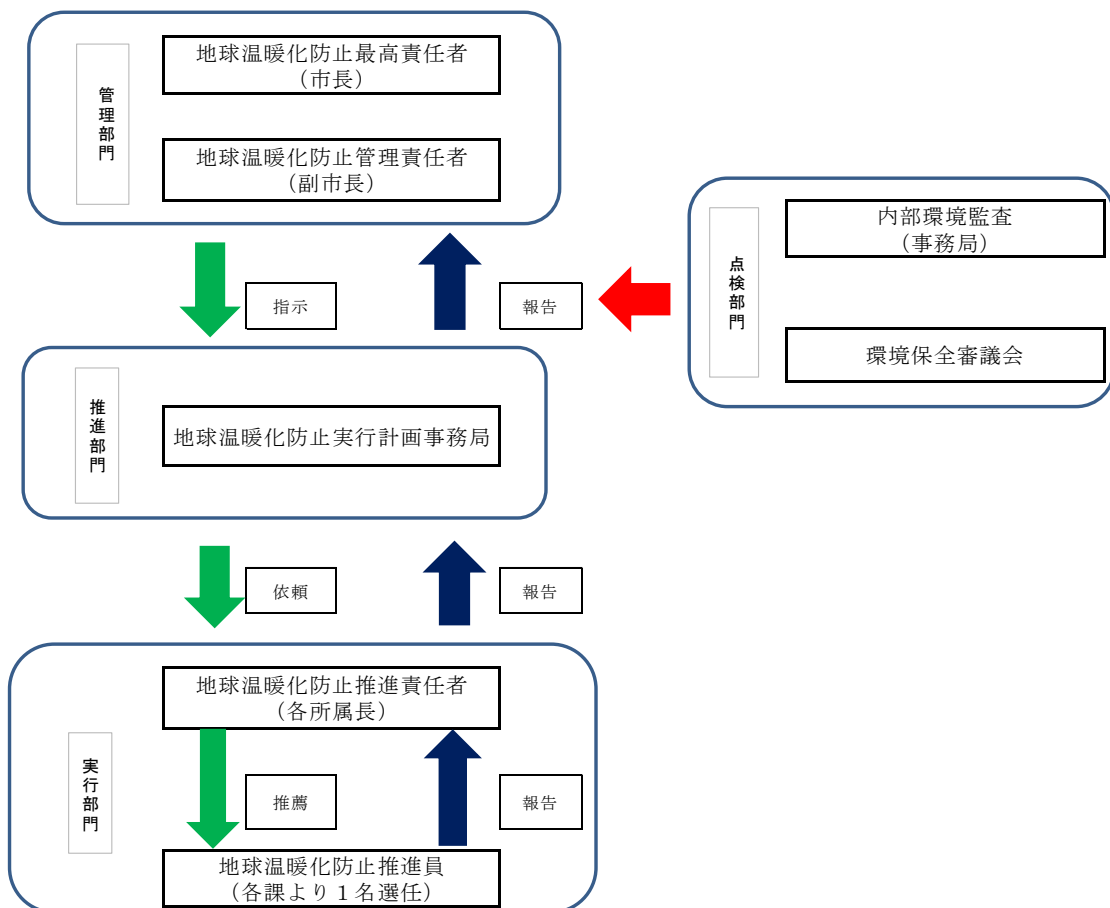
第2次鳥羽市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）概要版（案）

8. 具体的な取組事項（重点項目抜粋）

- ①電気・OA 機器などを導入する際は、省エネ型の機種などとし、事務所や公共施設の蛍光灯のLED化を推進する。
- ②エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新を推進する。
- ③現在、市が所有している電気自動車の利用を推進するとともに、公用車におけるクリーンエネルギー自動車（ハイブリッド、電気自動車など）の導入を推進する。

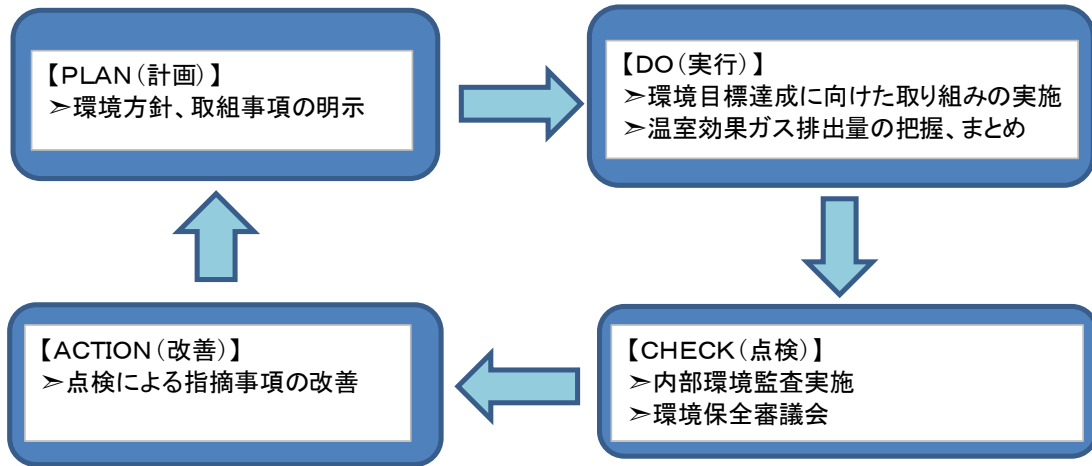
9. 計画の推進と進行管理

【推進体制】



第2次鳥羽市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）概要版（案）

【PDCAサイクル】



【スケジュール】

PDCA	内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
Plan	環境方針、取組事項の明示	◆											
Do	環境目標達成に向けた取り組みの実施												→
	温室効果ガス排出量の把握、まとめ												→
CHECK	内部環境監査実施												→
	環境保全審議会											◆	
Action	点検による指摘事項の改善												→

第 2 次
鳥羽市地球温暖化防止実行計画
(事務事業編) (案)

2020 年 4 月改訂

鳥羽市

目次

【はじめに】	1
1. 目的	2
2. 対象範囲	2
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画期間	2
5. 環境方針	2
6. 第2次計画において対象とする温室効果ガス	3
7. 市の事務・事業などにおける温室効果ガスの現状	3
8. 温室効果ガスの排出削減目標	5
9. 具体的な取組事項	7
10. 計画の推進と進行管理	9

【はじめに】

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、主な要因は、人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められている。

国際的な動きとしては、2015年に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択された。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築された。

日本では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められた。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むこととされている。

また、2016年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられた。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められている。

当市においては、2010年度に、「地球温暖化防止実行計画」（以下、「第1次計画」という。）を策定し、市の事務・事業に関し、省エネルギー、省資源化などに努めてきた。

今回策定する「第2次鳥羽市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」（以下「第2次計画」という。）において、行政自らが率先して、温室効果ガスの総排出量の削減に向けた取組を推進していく。

1. 目的

第2次計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、国の地球温暖化対策計画に即して、市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などを推進することにより、温室効果ガスの排出抑制等を図るとともに、併せて地域の事業者や住民の意識の高揚を図り、もって地球温暖化防止対策を積極的に推進することを目的とする。

このたび、第1次計画の期間終了に伴い、引き続き、温室効果ガスの排出削減に向けた取り組みを推進するため、第1次計画を改訂し、第2次計画を策定する。

2. 対象範囲

市の組織及び施設における全ての事務・事業を対象とする。

なお、委託等により実施する事務・事業で、温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものは、受託者に対して必要な措置を講ずるよう要請する。

3. 計画の位置づけ

第2次計画は、平成26年度から令和4年度までの計画である「鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画」（平成26年10月策定）（以下「推進計画」という。）を基礎とし、行政が取り組むべき内容を定めた計画である。

4. 計画期間

2020年度から2030年度末までの11年間を計画期間とし、2013年度を基準年度とする。なお、計画開始から5年後を目途に、必要に応じ計画の見直しを行う。

5. 環境方針

第2次計画における市の環境方針は、以下のとおりとする。

- 1) 推進計画と連携し、環境に配慮したまちづくりを推進する。
- 2) 省エネルギー、省資源、廃棄物の減量化及びリサイクルを推進する。
- 3) 環境に配慮した公共事業を推進する。
- 4) 第2次計画の内容及び取組状況等について、鳥羽市ホームページ等の活用により、職員、市民、事業者等に対して広く公表し、地球温暖化防止への意識の高揚を図る。

6. 第2次計画において対象とする温室効果ガス

1) 地球温暖化対策推進法で対象となる温室効果ガス（6種）

ガスの種類	主な人為的発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	石油や天然ガスなどの化石燃料の燃焼、廃棄物などの焼却など
メタン (CH ₄)	化石燃料の燃焼、家畜のふん尿処理、下水処理、自動車の走行など
一酸化二窒素 (N ₂ O)	化石燃料の燃焼、自動車の走行など
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	冷蔵庫、カーエアコンなどの冷媒が廃棄時に漏洩
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体などの製品の洗浄
六フッ化硫黄 (SF ₆)	電気機械器具などの電気絶縁ガス

2) 市が対象とする温室効果ガス（1種）

二酸化炭素 (CO₂)

7. 市の事務・事業などにおける温室効果ガスの現状

1) 温室効果ガスの排出状況(表1参照)

2018年度における市の事務・事業などにおけるCO₂排出量は、4,870,042kgで、対前年度比97.0%、基準年度(2008)比59.9%となった。

2) 第1次計画の達成状況(表1参照)

第1次計画における温室効果ガスの最終削減目標は、2019年度の温室効果ガスの総排出量を2008年度比10%削減するというものであった。

2018年度現在、温室効果ガスの総排出量は、2008年度比約40%削減となり、第1次計画の目標は達成しているところである。

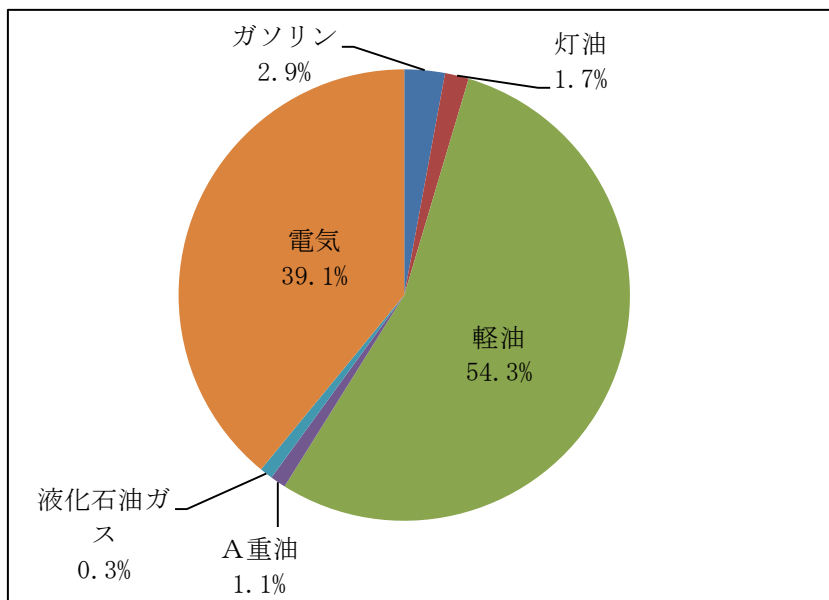
(表1)市のCO₂排出量の比較

調査項目		単位	2008年度	2017年度	2018年度
燃料 使用 量	一般炭	kg	0	0	0
	ガソリン	kg	141,921	141,541	141,202
	ジェット燃料油	kg	0	0	0
	灯油	kg	142,214	97,229	83,022
	軽油	kg	150,269	2,633,710	2,644,250
	A重油	kg	2,448,256	57,225	54,193
	B重油	kg	0	0	0
	C重油	kg	0	0	0
	液化石油ガス(LPG)	kg	6,520	47,892	45,540
	液化天然ガス(LNG)	kg	0	0	0
都市ガス	kg	0	0	0	
電気使用量	kg	3,236,805	1,904,580	1,901,836	
熱供給量	kg	0	0	0	
一般廃棄物焼却量 (廃プラスチック量)	kg	2,007,775	140,140	0	
排出量合計	kg	8,133,761	5,022,316	4,870,042	
対基準年度比		-	61.7%	59.9%	
対前年度比		-	103.6%	97.0%	

3) 項目別 CO₂ 排出量の状況 (図 1 参照)

2018 年度における市の事務・事業などにおける CO₂ 排出量のうち、項目別に見ると、軽油(54.3%)と電気(39.1%)の使用で 93.4%を占めている。なお、図 2・図 3 で、軽油と電気の利用状況を表すこととする。

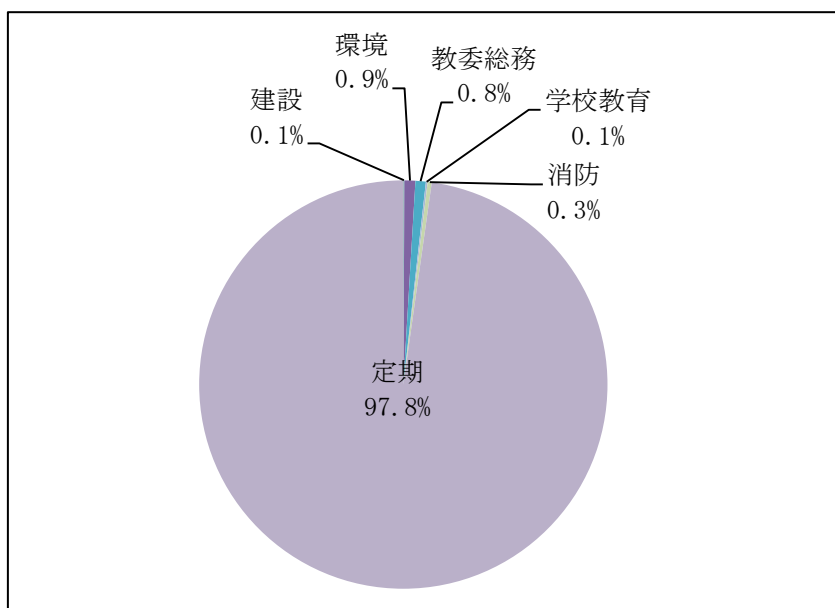
(図 1) 市の CO₂ 排出量(2018 年度：項目別)



4) 軽油の利用状況 (図 2 参照)

軽油の利用は、定期船課の燃料利用が、全体の 97.8%を占めている。

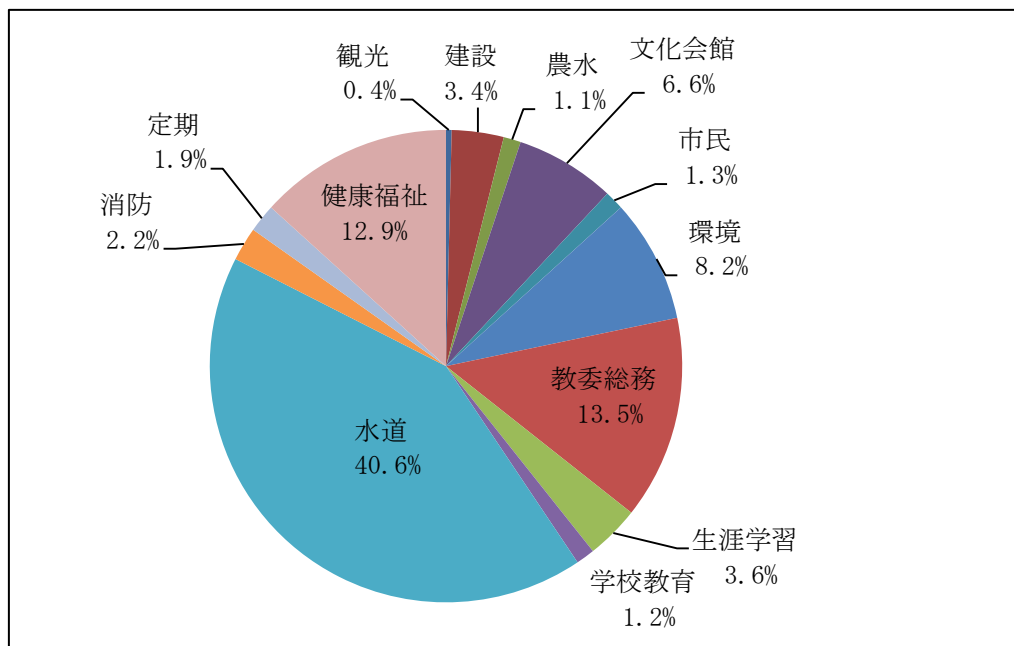
(図 2) : 課別軽油利用量 (2018 年度)



5) 電気の利用状況 (図3 参照)

電気利用が多いのは、水道課で40.6%、教育委員会で18.3%、健康福祉課で12.9%、環境課で8.2%、文化会館で6.6%となり、これらで全体の86.6%を占めている。

(図3) 課別電力利用量 (2018年度)



8. 温室効果ガスの排出削減目標

第2次計画の温室効果ガス排出量における基準年度及び削減目標は次のとおりとする。

1) 基準年度

2013年度

2) 目標値(表3参照)

2030年度に、基準年度(2013年度)比40%削減とし、3,366,023kg以下を目指す。

(表3)

年度	2013 (基準年度)	2030 (目標値)
kg		
排出量合計	5,610,039	3,366,023

【目標設定について】

(基準年度比 40%削減の根拠)

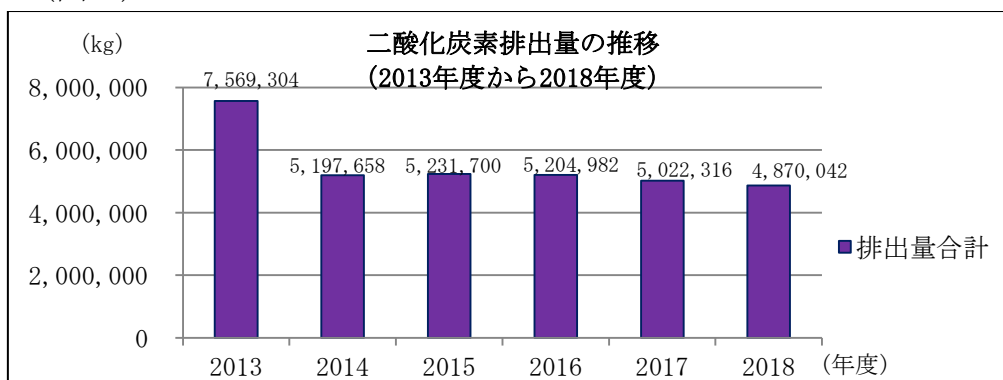
日本の中期目標は、温室効果ガス排出量を 2030 年度に 26.0%減 (2013 年度比) としているが、行政が含まれる「業務部門」では、2030 年度に約 40% 減 (2013 年度比) としているためである。

(基準年度の値を減少させた理由)

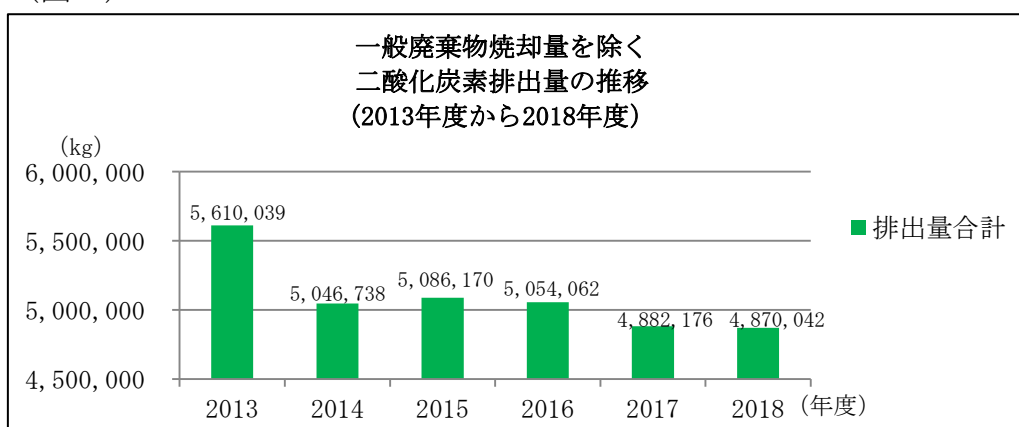
2013 年度を基準年度とした場合、対基準年度比排出量は、2014 年度で約 237 万 kg 減少し、2018 年度時点で約 270 万 kg 減少となる (図 4 参照)。

減少の主な要因は、市のごみ焼却施設閉鎖により、一般廃棄物を、やまだエコセンター(志摩市)で焼却することになったことと推測される。このことは、鳥羽市で発生していた二酸化炭素の排出が無くなったわけではなく、鳥羽市から志摩市へ移動しただけであり、一般廃棄物焼却分を含んだ値を基準とすると、現状に即さなくなる。このことから、第 2 次計画における基準年度の値は、一般廃棄物焼却量分を除いた値 (5,610,039kg) とする (図 5 参照)。

(図 4)



(図 5)



※2013 年度から 2016 年度までは、2008 年度における排出係数を用い、2017 年度及び 2018 年度は、2016 年度に示された排出係数を用いている。

9. 具体的な取組事項

第2次計画では、2030年度に、基準年度（2013年度）比40%の削減目標を達成するため、環境方針に基づき、以下の取り組みを行っていく。なお、★については、重点項目と位置づける。

○温室効果ガスの排出抑制

【省エネルギーの推進】

- ★①電気・OA機器などを導入する際は、省エネ型の機種などとし、事務所や公共施設の蛍光灯のLED化を推進する。
- ★②エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新を推進する。
- ★③現在、市が所有している電気自動車の利用を推進するとともに、公用車におけるクリーンエネルギー自動車（ハイブリッド、電気自動車など）の導入を推進する。
- ④電源スイッチを不使用时は切る。
- ⑤パソコンなどの卓上OA機器などは、長時間使用しない時は、電気プラグを抜く。
- ⑥冷暖房の温度管理・運転管理を徹底する。
- ⑦通勤の際、自転車や公共交通機関を利用する。
- ⑧不要なアイドリングをやめる。

【新エネルギーの導入推進】

- ①施設建設の際は、環境負荷の少ない新エネルギー（太陽光発電、風力発電など）の導入を推進していく。
- ②既存の施設についても太陽光発電システムなどの設置を推進する。

○温室効果ガス(CO₂)の吸収浄化

【緑化の推進】

- ①公共施設において、ゴーヤ、アサガオなどの植栽により、グリーンカーテンを行う。これにより、冷暖房の省エネにもつながる。

○資源循環の推進

【省資源の推進】

- ①事務の効率化を図り、紙の使用を削減する。
- ②両面コピーを徹底する。
- ③片面使用済用紙の再利用を徹底する。
- ④洗面所、湯沸かし器、トイレなどの水を使用する際、節水を心がける。
- ⑤在庫チェックにより、事務用品の購入を減少させる。
- ⑥グリーン購入の積極的な推進を進める。

【廃棄物の減量・資源化の推進】

- ①庁舎内などで発生するごみ（紙類を含む。）の分別を徹底し、廃棄物の減量・資源化を進める。
- ②コピー機、プリンターの使用済みトナーの業者回収を徹底する。
- ③工事などから発生する廃棄物の減量化及び資源化を推進する。
- ④調理場などで排出された生ごみを、生ごみ処理機などを利用し、肥料として活用する。
- ⑤事務備品の庁内リサイクル化を進める。

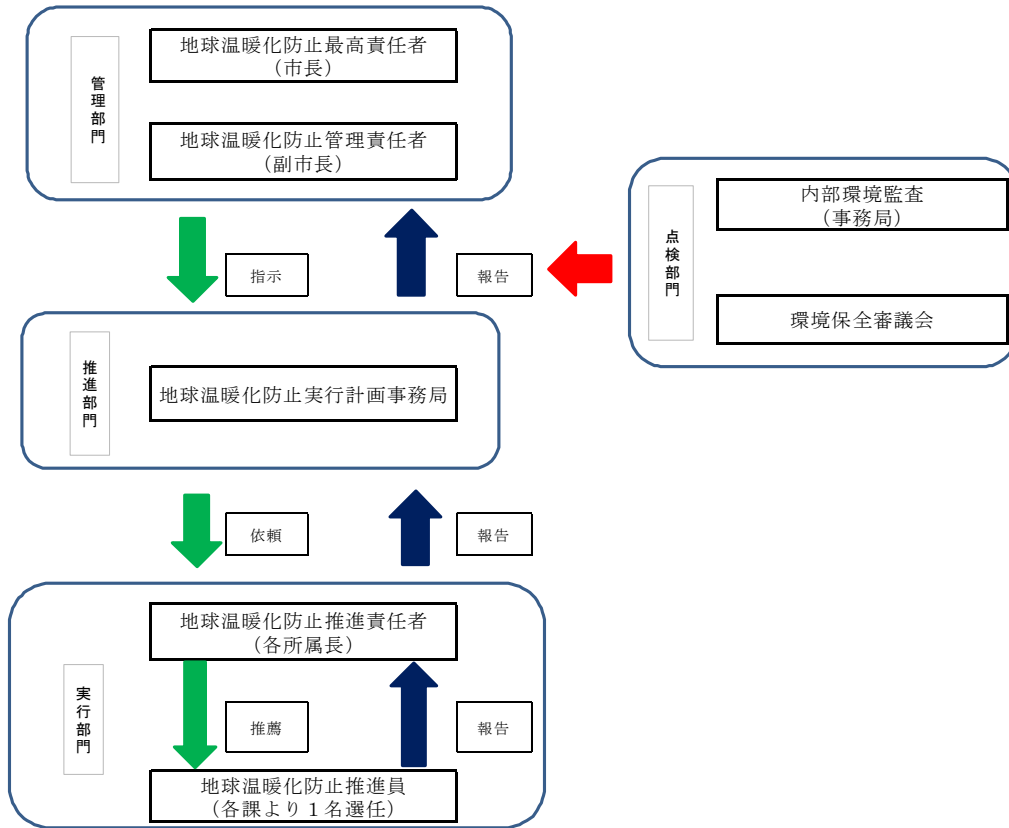
○市民等の自発的取組の推進

市の取組状況や有効な取り組み事例等を、鳥羽市ホームページ等の活用により、職員、市民、事業者等に広く情報発信することにより、地球温暖化防止への意識の高揚を図る。

10. 計画の推進と進行管理

1) 推進体制

第2次計画を推進するため、市長を最高責任者とする推進体制を、以下のとおりとする。



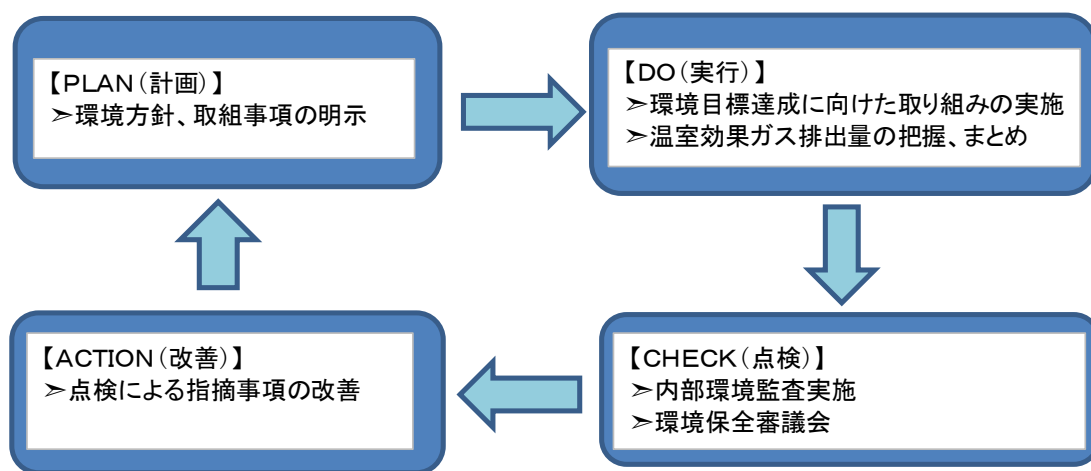
部門	役職	責任者等	主な役割
管理	地球温暖化防止最高責任者	市長	地球温暖化対策の最高責任者として、計画の策定、実行のほか、環境方針の決定等を行う。
	地球温暖化防止管理責任者	副市長	計画の実施、維持及び管理、体制を確立するとともに、地球温暖化防止推進責任者及び事務局に対し、必要な指示を行う。
推進	地球温暖化防止実行計画事務局	事務局 (環境課)	第2次計画の推進部門として、実行部門へのデータ作成依頼及びとりまとめ、地球温暖化対策にかかる情報提供を行うとともに、管理部門に対し、実績等の報告を行う。
実行	地球温暖化防止推進責任者	各所属長	各所属において地球温暖化対策の推進に関する取り組みを推進する。
	地球温暖化防止推進員	各課担当者	各所属において、地球温暖化対策を推進するため、所属職員への周知及び温室効果ガス排出量等の把握を行う。
点検	内部環境監査	事務局 (環境課)	各課における地球温暖化対策への取り組みや、温室効果ガス排出量を把握し、現状の見直し及び次年度へ向けた取り組みへの提言を行う。
	環境保全審議会	事務局 (会長)	地球温暖化対策を円滑に推進するため、地球温暖化対策に係わる事項について審議する。

2) 進行管理

第2次計画の内容を円滑に遂行していくため、PDCAサイクルによる進行管理を行う。

なお、第2次計画の内容及び取組状況等について、鳥羽市ホームページ等の活用により、職員、市民、事業者等に対して広く公表し、地球温暖化防止への意識の高揚を図ることとする。

【PDCAサイクル】



【スケジュール】

PDCA	内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
Plan	環境方針、取組事項の明示	◆											
Do	環境目標達成に向けた取り組みの実施												→
	温室効果ガス排出量の把握、まとめ												→
CHECK	内部環境監査実施										→		
	環境保全審議会											◆	
Action	点検による指摘事項の改善										→		

○鳥羽市民の環境と自然を守る条例

昭和48年10月9日条例第33号

改正

昭和55年12月1日条例第29号

昭和60年9月30日条例第27号

平成31年3月27日条例第9号

鳥羽市民の環境と自然を守る条例

目次

第1章 総則

第1節 通則（第1条—第3条）

第2節 市の責務及び基本的施策（第4条—第9条）

第3節 事業者の責務（第10条—第15条）

第4節 市民の責務（第16条—第19条）

第2章 生活環境の保全

第1節 生活環境の整備（第20条—第25条）

第2節 公共の場所の清潔保持及び廃棄物の処理（第26条—第30条）

第3節 港湾、漁港の環境保全（第31条—第34条）

第4節 愛がん動物に関する規制（第35条・第36条）

第5節 消費生活の保護（第37条・第38条）

第6節 映画、演劇、演芸及び観せ物の営業の規制（第38条の2—第38条の4）

第7節 建築物の色彩及び広告物の内容の制限（第38条の5—第38条の8）

第3章 自然環境の保全

第1節 緑化の推進（第39条）

第2節 山と海の適正な利用（第40条）

第3節 緑地保全のための規制（第41条—第44条）

第4節 保護樹木及び保護樹林（第45条—第51条）

第4章 文化環境の保全

第1節 文化環境の育成（第52条・第53条）

第2節 文化環境保存区域（第54条—第59条）

第5章 水産資源の保護

第1節 海洋汚濁の防止（第60条・第61条）

第2節 海洋の汚濁の状況の監視（第62条）

第6章 補則（第63条—第66条）

第7章 罰則（第67条—第70条）

附則

第1章 総則

第1節 通則

（目的）

第1条 この条例は、鳥羽市民が健康で文化的な生活を営むうえにおいて恵まれた自然と良好な生活環境を積極的に確保することが重要であることにかんがみ、良好な環境の確保に関して市、事業者及び市民それぞれの義務と責任を明らかにし、環境と自然を守るための施策の基本となる事項を定めることを目的とする。

（良好な環境確保の基本理念）

第2条 良好な環境の確保は、次の基本理念に従い推進されなければならない。

- （1） 自然と人間との健全な調和を図りつつ、市民の健康で快適な生活を確保すること。
- （2） 良好な環境は、その重要性の意義とともに現在の市民から将来の市民に承継される。
- （3） すべての市民がもつところの健康で文化的生活を営む権利の保障は、市、事業者及び市民のすべてがそれぞれの責務を自覚し、全力を尽してその実現を図らなければならない。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 市民が健康な心身を保持し、快適な生活を営むことができる環境をいう。
- (2) 自然環境 自然の生態系をめぐる土地、大気、水、及び動植物をいう。
- (3) 文化環境 郷土の歴史上意義をもつ建造物、遺跡等が周囲の自然環境と一体となって郷土の歴史と文化を具現し、又は形成している土地の状況（以下「歴史的環境」という。）及び文化的遺産並びに文化に関する施設その他人間性豊かな文化を創造し、発展させていくための基礎となる環境をいう。

第2節 市の責務及び基本的施策

（市の基本的責務）

第4条 市は、市民の健康で快適な生活を確保するため、良好な環境の確保に関する基本的かつ総合的な施策を策定しなければならない。

（公害に係る苦情の処理）

第5条 市は、他の行政機関と協力して、公害の苦情その他の良好な環境の侵害に関する苦情について迅速かつ適正な処理をはかるよう努めなければならない。

（環境施設の整備）

第6条 市は、良好な環境を確保するため、公園、緑地、広場等の公共空地、道路等の交通施設、水道等の供給施設、下水道、廃棄物処理施設その他の環境施設の整備に努めなければならない。

（消費生活の保護）

第7条 市は、市民の消費生活において商品及び役務が市民に対して及ぼす危害を防止するため、商品等に関する知識の普及、苦情処理体制の強化等必要な措置を講じなければならない。

（自然環境の保全）

第8条 市は、自然環境の保全に関する計画の策定、緑化の推進その他自然環境を保全し、育成するため必要な措置を講ずるとともに、文化環境の形成及び発展に資するよう努めなければならない。

（土地の開発行為の規制）

第9条 市は、土地の区画形質の変更等を伴う開発又は整備を目的とする行為が自然環境及び文化環境と調和を保って行われるよう必要な措置を講じなければならない。

第3節 事業者の責務

（事業者の基本的責務）

第10条 事業者は、その事業活動によって良好な環境を侵害しないよう、その責任と負担において必要な措置を講じなければならない。

（最大努力義務）

第11条 事業者は、法令及びこの条例に違反しない場合においても、良好な環境の侵害を防止するため、最大限の努力をするとともに、その事業活動による公害等に係る紛争が生じたときは、誠意をもってその解決にあたらなければならない。

（管理及び監視義務）

第12条 事業者は、その事業に係る公害の発生源を厳重に管理するとともに公害の発生原因及び発生状況を常時監視しなければならない。

（廃棄物の自己処理の義務）

第13条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物をその責任と負担において適正に処理しなければならない。

（自然環境及び文化環境の保全）

第14条 事業者は、その事業活動により、自然環境及び文化環境を破壊し、又は損傷することのないよう努めなければならない。

（協力義務）

第15条 事業者は、市その他の行政機関が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

第4節 市民の責務

（市民の基本的責務）

第16条 市民は市の良好な環境の保全に関する施策に協力するとともに、地域の良好な環境の確保に寄与しなければならない。

（土地建物等の清潔保持）

第17条 市民は、その占有し又は管理する土地又は建物及びその周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域

の生活環境を保全するよう努めなければならない。

(自然環境の保全)

第18条 市民は、自然環境の保護及び緑豊かな都市の保全に努めなければならない。

(文化環境の保全)

第19条 市民は、郷土の文化的遺産を尊重するとともに人間性豊かな文化を創造し、及び発展させる環境を育てるよう努めなければならない。

第2章 生活環境の保全

第1節 生活環境の整備

(公共施設等の整備)

第20条 市は、計画的な開発事業による良好な市街地の形成を図るため、公共施設及び公益施設の設置基準その他開発事業に伴う公共施設等の整備に関し必要な事項を定めるものとする。

(建築主の日照障害の防止義務)

第21条 建築物の建築主及び建築物の設計者、工事施工者（下請負人を含む。）又は工事監理者（以下「建築主等」という。）は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認又は同法第18条第4項の通知を受けなければならない建築物を建築し、設計し、又はその工事を施行し、若しくは監理しようとする場合においては、その建築し、設計し、又はその工事を施行し、若しくは監理しようとする建築物が近隣の建築物に及ぼす日照に関する影響をあらかじめ調査し、その日照障害により近隣の建築物の所有者又は占有者の生活環境に支障を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。

(指定建築物の建築の届出)

第22条 規則で定める建築物（以下「指定建築物」という。）を建築しようとする建築主は、規則で定めるところにより、計画その他必要な事項を市長に届け出なければならない。

(計画変更の勧告)

第23条 市長は、前条の規定による届出に係る指定建築物がし尿、雑排水及び騒音により近隣の居住者の生活環境に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その届出に係る建築主に対し、当該建築物の建築計画の変更について必要な措置をとるべきことを指導することができる。

(放送電波受信障害の防止義務)

第24条 中高層建築物を建築した者は、その建築物により近隣住民のテレビジョン又はラジオの放送電波の受信に著しい障害が生ずるときは、近隣住民が正常な電波を受信するため必要な措置を講じなければならない。

(悪臭及び騒音の防止)

第25条 何人も、法令に違反しない場合であっても、悪臭及び騒音の発生により近隣の生活環境を妨げないよう努めなければならない。

第2節 公共の場所の清潔保持及び廃棄物の処理

(公共の場所の清潔保持)

第26条 何人も、道路、公園、広場、河川、港湾、海岸その他の公共の場所に廃棄物を投棄し、又は汚損してはならない。

(印刷物配付者の清掃義務)

第27条 道路、公園、広場その他の公共の場所において印刷物その他の物（以下「印刷物等」という。）を公衆に配付し及び貼付した者、又はこれらの行為を依頼した者は、その場所に印刷物等が散乱した場合は、速やかにその場所を清掃し、その印刷物等を適正に処理しなければならない。

(工事施行者の義務)

第28条 土木工事、建築工事その他の工事を行う者はその工事に際し、土砂、廃材、資材等が道路その他の公共の場所に飛散し、脱落し、流出し、又は堆積しないようこれらの物を適正に管理しなければならない。

(勧告及び命令)

第29条 市長は、第27条、第28条の規定に違反して、当該公共の場所の環境を著しく害していると認められる者に対して必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。

(処理困難な製品の回収義務)

第30条 廃棄物となった際、適正な処理が困難な製品、容器（以下「製品等」という。）を製造し、加工し、又は販売する事業者は、その製品等又は廃棄物を引取り、下取り等の方法によりその責任において

回収しなければならない。

- 2 市民は、前項に規定する事業者がその製品等又はその廃棄物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。
- 3 市長は、第1項の事業者がその製品等又はその廃棄物を回収しないときは、その事業者に対し期限を定めて、回収を勧告することができる。

第3節 港湾、漁港の環境保全

(港湾事業者の責務)

第31条 鳥羽港、的矢港（磯部町、阿児町の行政区域に係る港域を除く。）及び市の漁港（以下「鳥羽港等」という。）において事業活動を行う者は、荷役その他の事業活動に伴い貨物、荷役用具又は廃棄物が岸壁、物揚場、道路、その他の港湾施設又は海中に脱落し、散落し、又は飛散することを防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 2 鳥羽港等において旅客輸送を目的とする船舶の運航事業を行う者は、船客により廃棄物が係留施設又は海面に投棄されないよう、船舶にごみ容器を設置するとともに効果的な広報を行う等必要な措置を講じなければならない。
- 3 船舶運航事業者は、鳥羽港等において船舶からのばい煙その他大気の汚染の原因となるもの及び海洋汚濁の原因となるものの排出を防止するため、機関の良好な管理に努めなければならない。

(船舶内において生ずる廃棄物の排出)

第32条 船舶内において生ずるごみ、し尿若しくは汚水又はこれらに類する廃棄物は、鳥羽港等においてこれを排出しないように努めなければならない。

(船舶の放棄の禁止)

第33条 何人も鳥羽港等において船舶を放棄し、又は放置してはならない。

(勧告及び命令)

第34条 市長は、第31条第1項に規定する事業活動を行う者が同条の規定に違反して貨物、荷役用具又は廃棄物を脱落し、散乱させることにより鳥羽港等の環境を害しているときは、当該違反者に対し、当該貨物等の除去その他環境保全のため、必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。

第4節 愛がん動物に関する規制

(愛がん動物の飼育者の義務)

第35条 愛がん動物の飼育者は、その動物の性質、形状等に応じ、その動物が近隣住民の生活環境を害さないよう飼育しなければならない。

- 2 前項に規定する者は、不用となった愛がん動物をその責任において適正に処理しなければならない。

(勧告及び命令)

第36条 市長は、前条第1項の規定に違反し、近隣住民の身体又は生活環境を著しく害し、又は害するおそれがあると認められる者に対し、当該動物の飼育方法の改善その他必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。

第5節 消費生活の保護

(危害防止義務)

第37条 事業者は、その供給する商品及び役務について危害の防止、適正な計量及び表示の実施等必要な措置を講ずるとともに、市が実施する消費者の保護に関する施策に協力しなければならない。

(苦情の処理)

第38条 市長は、市民から商品及び役務に関する苦情の相談を受けたときは、その適切な処理に努めるものとする。

第6節 映画、演劇、演芸及び観せ物の営業の規制

(営業の規制)

第38条の2 映画、演劇、演芸及び観せ物を業として営もうとする者（現に営んでいる者を含む。以下「営業者」という。）は、良好な環境の保持に最大の努力をほらい、当該営業において、著しく性的感情を刺激し、又は粗暴性若しくは残忍性を助長するような良好な環境を害する営業をしてはならない。

(営業内容等の届出)

第38条の3 前条の営業者は、当該営業の内容その他市長が定める必要な事項を事前に市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定は、当該営業の内容その他市長が定める必要な事項を変更しようとする場合について、準

用する。

- 3 市長は、第1項又は前項の規定に違反していると認められる営業者に対し、直ちに当該届出を行うよう命ずることができる。

(勧告及び命令)

第38条の4 市長は、前条の規定による届出事項に認められる営業者に対し、期限を定めて計画の変更を命ずることができる。

- 2 市長は、前項に規定する勧告又は命令を行おうとする場合は、鳥羽市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

【全削除】

理由としては、鳥羽市景観条例(仮称)が新しく制定されることからより充実した景観対策へ転換していくため

第7節 建築物の色彩及び広告物の内容の制限

(美化義務)

第38条の5 何人も、建築物を建築し、又は広告物を掲出しようとするときは、建築物の色彩又は広告物の内容によって良好な環境を害することのないよう努めなければならない。

(美化推進地区の指定)

第38条の6 市長は、良好な環境を確保するうえにおいて、地域の美化を積極的に推進していく必要があると認める地区を美化推進地区として指定することができる。

- 2 市長は、前項の美化推進地区を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地区の住民の意見を聴くとともに、鳥羽市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、第1項の美化推進地区を指定したときは、これを告示しなければならない。
- 4 前2項の規定は、美化推進地区の指定を変更しようとする場合について準用する。

(行為の届出)

第38条の7 美化推進地区内において、次の各号に掲げる行為を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(1) 規則で定める建築物の新築、増築、改築、大規模修繕又は外観の過半にわたる色彩の変更

(2) 規則で定める広告物の掲出

- 2 前項の規定は、次の各号に掲げる行為については、適用しない。

(1) 通常管理行為及び軽易な行為で規則で定めるもの

(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(3) 国、地方公共団体その他公共的団体が公共的な目的のために行う行為

(指導又は勧告)

第38条の8 市長は、前条第1項の規定による届出があった場合において、届出に係る行為が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずべきことを指導し、又は勧告するものとする。

(1) 建築物の色彩が地区の良好な環境を著しく害すると認められるとき。

(2) 広告物の図案、文字等表現内容が地区の良好な環境を著しく害すると認められるとき。

- 2 市長は、前項の規定により指導し、又は勧告する場合には、鳥羽市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

第3章 自然環境の保全

第1節 緑化の推進

(公共施設の緑化)

第39条 市は、緑地の確保に資するため、公園、学校、道路等その他の公共施設における緑化計画を定め、花き類を植栽、育成するとともに樹木の保存に努めなければならない。

第2節 山と海の適正な利用

(山と海の適正な利用)

第40条 市は、山野の良好な自然環境の適正な利用を図るため、緑地の保全溪流及び河川、池沼の水質の確保に努めるとともに諸施設の適正な配置等に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市は、海浜の良好な自然環境の適正な利用を図るため海水浴場に適した水質及び海浜の確保その他諸施設の整備等に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第3節 緑地保全のための規制

(開発行為の届出)

第41条 自然景観及び緑地並びに水源確保のため必要な山林（以下「緑地等」という。）の確保に影響を及ぼすおそれのある地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域外にある地域をいう。）で規則で定める面積以上の宅地の造成その他の土地の区画形質の変更を伴う開発行為をしようとする者は、規則で定めるところによりあらかじめ、その内容を市長に届け出なければならない。

2 国若しくは地方公共団体が行う行為又は規則で定めるものについては、前項の規定による届出を省略することができる。

（自然保護協定の締結）

第42条 前条第1項の開発行為をしようとする者は規則で定めるところにより、あらかじめ市長と自然の破壊の防止、植生の回復その他自然の保護の協定を締結しなければならない。ただし、国又は県が行う行為については、この限りでない。ただし、国又は県が行う行為については、前項の規定による届出を省略することができる。

（勧告及び命令）

第43条 市長は、緑地等の確保のため必要があると認めるときは、前条第2項の規定により届出を省略した者を含む当該開発行為の停止、計画の変更、原状の回復等緑地を確保するため必要な措置をとるべきことを当該開発行為の事業者等に命ずることができる。

2 市長は、第41条第1項の規定に違反する者又は前項の規定による届出を省略した者及び第42条の規定による自然保護に関する協定を締結しない者又は遵守しない者は、当該開発行為の停止、計画の変更、原状の回復等緑地を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（みどりの監視員の設置）

第44条 市にみどりの監視員を置く。

2 みどりの監視員は、市民のうちから市長が委嘱する。

3 みどりの監視員は、市の自然の保護と緑化に関する施策に協力するとともに、自然破壊の事実について市に知らせるものとする。

4 みどりの監視員は、自然の保護と緑化について市長に意見を述べるすることができる。

第4節 保護樹木及び保護樹林

（保護樹木等の指定）

第45条 市長は、良好な環境を確保するため、保護すべき樹木又は樹木の集団をそれぞれ保護樹木又は保護樹林（以下「保護樹木等」という。）として指定することができる。この場合において保護樹木等の保護のため必要があると認めるときは、その所在する土地の周辺の区域をあわせて樹林保護区域として指定することができる。

（指定の手続き）

第46条 市長は、保護樹木等並びに樹林保護区域（以下「保護区域等」という。）を指定しようとするときは、鳥羽市環境保全審議会の意見を聞かななければならない。

2 市長は、前項の指定をする場合には、規則で定めるところにより告示しなければならない。

3 保護区域等の指定は、前項の告示によってその効力を生ずる。

（指定の解除及び区域の変更）

第47条 市長は、指定した保護区域等について必要があると認めるときは、指定を解除し、又はその区域を変更することができる。

2 前条の規定は、保護区域等の指定の解除及び変更について準用する。

（標識の設置）

第48条 保護区域等を指定したときは、その保護樹木等の所在する土地に、指定を表示する標識を設置しなければならない。

2 保護樹木等の所在する土地又は保護樹木等の所有者又は占有者は正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み又は妨げてはならない。

3 何人も、第1項の規定により、設置された標識を市長の承諾を得ないで移転し、除去し、汚損し、又は損壊してはならない。

（保護樹木等に係る行為の制限）

第49条 何人も保護樹木等を損傷し又はその保護に影響を及ぼす行為をしてはならない。ただし、市長の許可を得た場合はこの限りでない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる行為については適用しない。

- (1) 通常の管理行為、軽易な行為で規則で定めるもの
 - (2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 3 第1項ただし書の許可には、保護樹木等を保護するために必要な限度において条件を付することができる。

(助言及び勧告)

第50条 市長は、保護樹木等を保護するために必要があると認めるときは、その保護樹木等及びその所在する土地の所有者又は占有者に対して必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

(原状回復命令等)

第51条 市長は、保護樹木等を保護するために特に必要があると認めるときは、第49条の規定による許可の条件に違反したものに対して、その保護のために必要な限度において原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難な場合は、これに代る必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第4章 文化環境の保全

第1節 文化環境の育成

(文化環境の育成)

第52条 市長及び教育委員会は、文化環境の形成及び発展に資するため、文化に関する施設の設置及び運営、集会の開催その他必要な措置を講ずるものとする。

(文化的遺産の活用)

第53条 郷土における歴史的環境、文化的遺産等文化環境に係る財産の所有者又は占有者は、その文化環境を公共のために保存するとともに、これを市民に公開する等その文化的活用を努めなければならない。

第2節 文化環境保存区域

(文化環境保存区域の指定)

第54条 教育委員会は、郷土における歴史的環境、文化的遺産等の文化環境を保存するため必要な土地の区域を文化環境保存区域として指定することができる。

(準用規定)

第55条 第46条から第48条までの規定は、文化環境保存区域について準用する。

(文化環境保存区域内の行為の制限)

第56条 文化環境保存区域内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ教育委員会にその内容を届け出なければならない。

- (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- (2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の区画形質の変更
- (3) 木竹の伐採
- (4) 土石類の採取
- (5) 水面の埋立又は干拓
- (6) 建物その他の工作物の色彩の変更
- (7) 前各号に掲げるもののほか、文化環境の保存に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの

2 前項の規定は、次の各号に掲げる行為については適用しない。

- (1) 通常管理行為、軽易な行為で規則で定めるもの
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (3) 文化環境保存区域が指定され、又はその区域が拡張された際既に着手している行為

3 前項第2号又は第3号に掲げる行為をした者は、遅滞なく教育委員会にその旨を届け出なければならない。

(勧告)

第57条 教育委員会は、前条第1項の規定による届出があった場合において当該届出に係る行為により文化環境がそこなわれるおそれがあると認めるときは、その届出に係る行為に関し必要な事項を指示し、又はその行為の禁止、中止若しくは停止、計画の変更その他文化環境を保護する必要な措置をとることを指導し又は勧告することができる。

(調査報告書の提出)

第58条 第56条第1項各号のいずれかに該当する行為が行われ又は行われようとしている場合において、文化環境を保護するため必要があると認めるときは、教育委員会は当該行為に係る土地について埋蔵文

化財その他の文化環境の保存に関する調査を自ら行い、又は同条同項の規定による届出をした者その他の関係者に対し、当該土地についての埋蔵文化財その他の文化環境に関する調査の報告書の提出を求めることができる。

2 前項の規定により教育委員会が自ら調査を行うことを決定し、又は第56条第1項の規定による届出をした者その他の関係者に対し、報告書の提出を求めたときは、当該届出に係る行為は中止し又は停止しなければならない。

(違反者等に対する勧告及び命令)

第59条 教育委員会は、第56条の規定による届出をしないで同項各号に該当する行為をした者及び第57条の規定による指導若しくは勧告に従わない者又は第58条第2項の規定に違反している者に対し、当該行為の禁止、中止、計画の変更、原状回復又はこれに代わる措置その他文化環境の保存のため必要な措置をとることを命ずることができる。

第5章 水産資源の保護

第1節 海洋汚濁の防止

(海洋汚濁の防止)

第60条 海洋汚濁による漁業資源の枯渇を防止し、も~~る~~環境の良好な保全に資するため、何人も海洋の汚濁の防止に積極的に協力しなければならない。

(漁業協同組合の同意)

第61条 土砂の流出により水産生物に影響をあたえるおそれのある行為又は海洋（公共の用に供する河川を含む。以下「海洋等」という。）に産業廃水、し尿及び雑廃水等を排出する施設を設置しようとする者は、~~関係漁業協同組合の同意を得なければならない。~~と事前に十分に協議しなければならない。

2 共同漁業権の設定されている海面で潜水器（簡易潜水器具等を含む。）を使用しようとする者は、当該漁業権を有する漁業協同組合の同意を得なければならない。ただし、人命若しくは船舶を救助する場合等緊急事態が生じたときはこの限りでない。

第2節 海洋の汚濁の状況の監視

(監視)

第62条 市は、関係漁業協同組合と連携し海洋等の汚濁の状況を監視しなければならない。

第6章 補則

(立入検査及び立入調査)

第63条 市長又は教育委員会は、その職員をして、この条例の施行に必要な限度において、事業所、工事現場、建築物の敷地、保護樹木等の所在する土地文化環境保存地区内の土地その他の場所に立ち入り、設備、建築物、保護樹木等及び土地並びにその場所で行われている行為の状況を調査し若しくは検査し、又は関係者に対し必要な指示又は指導をすることができる。

2 前項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示しなければならない。

(環境保全審議会)

第64条 市長の附属機関として鳥羽市環境保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長又は教育委員会の諮問に応じ良好な環境の確保に関する基本的事項又は重要な事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、良好な環境の確保に関する事項について市長又は教育委員会に意見を述べることができる。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定める。

(紛争調停委員)

第65条 市長は、この条例に規定する事項に関する紛争の調停にあたらせるため、規則で定めるところにより紛争調停委員を置くことができる。

(委任)

第66条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰金)

第67条 第43条第2項及び第59条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第68条 第34条及び第51条の規定による命令に違反した者は、3月以下の禁錮又は3万円以下の罰金に処

【赤字のように修正】

「同意を得なければならない」という表現に違法性の疑いがあるため

する。

第69条 第29条の規定による命令に違反した者は、3万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第70条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほかその法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

(鳥羽市緑化条例の廃止)

2 鳥羽市緑化条例(昭和44年条例第24号)は廃止する。

附 則(昭和55年12月1日条例第29号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際、現に業として営業している者については、改正後の鳥羽市民の環境と自然を守る条例第38条の3第1項の規定は、適用しない。

附 則(昭和60年9月30日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月27日条例第9号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年1月25日

区分		認定済み		認定申請中		合計		
		再エネ条例 適用レベル事業	非適用事業	再エネ条例 適用レベル事業	非適用事業	再エネ条例 適用レベル事業	非適用事業	
10kw未満	太陽光	0	141		10	0	151	151
20kw未満	風力	12		1		13	0	13
	その他					0	0	0
10-50kw未満	太陽光	3	259		25	3	284	287
	風力					0	0	0
	その他					0	0	0
50-2000kw未満	太陽光	17				17	0	17
	風力					0	0	0
	その他					0	0	0
2000kw以上	太陽光	9				9	0	9
	風力					0	0	0
	その他					0	0	0
バイオマス		1				1	0	1
合計	太陽光	29	400	0	35	29	435	464
	風力	12	0	1	0	13	0	13
	バイオマス	1	0	0	0	1	0	1
	その他	0	0	0	0	0	0	0
	計	42	400	1	35	43	435	478

令和2年2月13日

区分		認定済み		認定申請中		合計		
		再エネ条例 適用レベル事業	非適用事業	再エネ条例 適用レベル事業	非適用事業	再エネ条例 適用レベル事業	非適用事業	
10kw未満	太陽光	0	159		2	0	161	161
20kw未満	風力	11				11	0	11
	その他					0	0	0
10-50kw未満	太陽光	39	261	7	5	46	266	312
	風力					0	0	0
	その他					0	0	0
50-2000kw未満	太陽光	20	0			20	0	20
	風力					0	0	0
	その他					0	0	0
2000kw以上	太陽光	9				9	0	9
	風力					0	0	0
	その他					0	0	0
バイオマス		1				1	0	1
合計	太陽光	68	420	7	7	75	427	502
	風力	11	0	0	0	11	0	11
	バイオマス	1	0	0	0	1	0	1
	その他	0	0	0	0	0	0	0
	計	80	420	7	7	87	427	514

※上記のそれぞれデータは、右上記載期日時点の経済産業省がWeb上で公開している情報をもとに鳥羽市独自で取りまとめたものです。
 ※再エネ事業適用レベル事業については、申請年月日がH30.3.27再エネ条例施行以前の事業も含まれています。

令和元年度公害の種類別件数について
 (平成31年4月1日～令和2年1月31日現在)

【公害別主な項目及び件数】

大気汚染	主な項目	件数
	野焼き・焼却	19
	砂埃(菅島)	6
	合計	25
水質汚濁	主な項目	件数
	土砂流出(小浜)	2
	重油の流出(小浜)	1
	合計	3

悪臭	主な項目	件数
	ごみ・し尿	6
	浄化槽関係	1
	合計	7
廃棄物投棄	主な項目	件数
	不法投棄	25
	合計	25
その他	主な項目	件数
	木の伐採・除去関係	1
	動物関係	45
	対応関連	2
	墓地関係	1
	浄化槽関係	3
	ゴミ関係	13
	太陽光発電施設関係	2
	トイレ関係	4
	排水関係	1
	法令解釈	1
	大声	1
	看板撤去	1
	合計	75
合計	135	

【公害別件数の比較】

項目	R元年度	H30年度	H29年度	H28年度
大気汚染	25	13	18	19
水質汚濁	3	3	8	7
土壌汚染	0	0	0	0
騒音	0	1	1	2
悪臭	7	6	6	10
廃棄物投棄	25	20	28	4
その他	75	36	48	40
合計	135	79	109	82

*R元年度は、4/1～1/31

令和元年度（平成 30 年度実施分）内部環境監査結果

令和 2 年 2 月 1 4 日
地球温暖化防止事務局

1. 監査内容

- ①内部環境監査調書に基づく確認
- ②平成 3 0 年度エネルギー使用量等の把握

2. 監査方法

- 1. ①及び②に基づく提出書類による審査（2月4日・5日）

3. 監査結果

（内部監査調書）

・地球温暖化防止計画に定められている項目の実施状況については、全体的に概ね実行されていました。今回の調書で、実施できなかった項目がある課については、今後実施できるように努めていただくとともに、朝礼等で周知して下さい。

・平成 30 年度において、鳥羽市役所の温室効果ガス排出量をもとに算出される二酸化炭素排出量は、対前年度比 95.3%となり、4.7%の減少となりました。

主な要因としては、答志島清掃センターの供用廃止に伴うエネルギー使用量の減少と、各担当課による地球温暖化防止対策の取組によるものです。

・エネルギー使用量を各課別にみると、6 課において、前年度より二酸化炭素排出量が増加していました。主な要因としては、ガソリン使用量や、電気使用量の増加によるものが多いというのが特徴的でした。

使用量が増加した課からは、今後の対策として、主に以下の項目があげられています。今後、この対策を進めるように努めてください。

【主な対策項目】

- ・アイドリングストップなどのエコ運転
- ・電気自動車の活用
- ・節電の実施

* 二酸化炭素排出量が増加した 6 課

観光課・税務課・議会事務局・定期船課
教育委員会総務課・教育委員会学校教育課

【今後の対策について】

2020年度、鳥羽市地球温暖化防止実行計画が改訂され、温室効果ガスの削減目標が新たに設定されます。

世界的に、地球温暖化が進んでいるといわれる中、鳥羽市としても、今まで以上に温暖化防止の取組を行うこととなりますので、事務事業の実施においては、地球温暖化の防止について意識しながら業務を行い、少しでもエネルギー使用を削減できる取組を実施してください。

【各課別CO₂排出量及び削減率年度比較】

所 属	CO ₂ 排出量(kg)		CO ₂ 削減率 (H30年度/H29年度)
	H29年度	H30年度	
会 計 課	0	0	0.0%
建 設 課	89,800	88,046	98.0%
観 光 課	12,930	13,294	102.8%
農 水 商 工 課	39,512	36,835	93.2%
市 民 課	31,128	30,721	98.7%
総 務 課	76,134	74,874	98.3%
文 化 会 館	205,220	198,979	97.0%
選 挙 ・ 監 査	0	0	0.0%
企 画 財 政 課	264	179	67.9%
税 務 課	1,025	1,638	159.9%
環 境 課	520,353	270,021	51.9%
消 防 本 部	106,566	103,317	97.0%
議 会	858	915	106.6%
定 期 船 課	2,655,568	2,666,843	100.4%
教 委 ・ 総 務	320,124	322,480	100.7%
教 委 ・ 学 校	49,237	51,077	103.7%
教 委 ・ 生 涯	84,033	82,357	98.0%
水 道 課	890,076	889,388	99.9%
健 康 福 祉 課	340,018	338,134	99.4%
合 計	5,422,847	5,169,099	95.3%

前年度よりCO₂排出量が増加した課

* CO₂排出量を計算するにあたり、電力量は、国が指定する係数を利用します。
当該係数は、H29年度は0.496となっています。
当該比較については、前年度と純粹に比較するため、H30年度係数は、H29年度の係数を用いて計算しました。

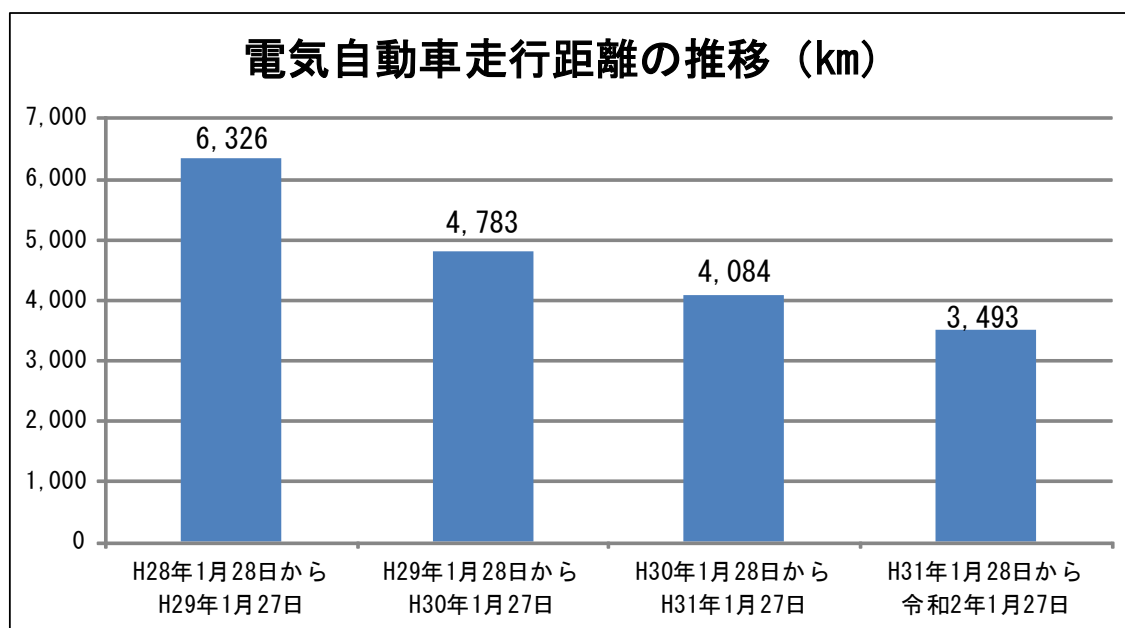
地球温暖化対策について

電気自動車の推進

鳥羽市では、平成 28 年 1 月より 3 年間、電気自動車（日産 e-NV200）を無償借用していました。平成 31 年 1 月、無償期間の終了に伴い、当該車を購入しました。現在、市内及び近隣市町への出張の際に利用しています。

令和 2 年 1 月 27 日現在、電気自動車の総走行距離は、18,686km で、平成 31 年 1 月 28 日からの 1 年間で 3,493 km 走行しています（参考：平成 31 年 1 月 27 日現在の総走行距離：15,193 km）。（図 1 参照）

【図 1：電気自動車走行距離の推移】



なお、鳥羽市内の電気自動車の充電スタンドの箇所数は、17 か所です（急速 1 か所、普通 16 か所）。

鳥羽市役所における CO2 排出量

鳥羽市役所における平成 30 年度温室効果ガス排出量では、ガソリンの利用量が、前年度に比べ 0.24% 減少し、二酸化炭素排出量も、340kg 減少しました。これは、ガソリン車で 1,224km 走行分を削減したことになります。

* CO₂ 1 kg = 自動車で 3.6km 走った時の CO₂ 排出量と同じくらい
⇒ (中部カーボン・オフセット推進ネットワーク HP より)

庁舎における LED の設置促進

鳥羽市役所本庁舎における LED の導入率は、昨年度同様 6.5% となっています。

今後、庁舎全ての蛍光灯を LED 化することは困難ですが、LED にすることで、CO₂ 削減に大きく寄与することから、電気設備の故障や取替等があった場合には、LED を導入するよう推進していきます。

みどりのカーテンプロジェクト

平成 31 年度、地球温暖化防止活動の一環として、「みどりのカーテン」設置を推進するため、ゴーヤの苗を無料で、個人や事業所 101 件に 1,256 本（H30：114 件 1,163 本）配布しました。（表 1 参照）

（表1）H31年度ゴーヤの苗（アサガオ含む）
配布集計表

区分	配布人数	配布数
一般市民	90	1,036
学校保育所等	10	160
市その他施設	1	60
合計	101	1,256

鳥羽市における間伐状況の推移

鳥羽市での間伐は、松尾町・河内町・岩倉町・浦村町の山林で実施されています。

平成 25 年度～平成 30 年度でおよそ 157 ha の間伐を実施しており、森林の適正な整備を図るとともに、CO2 の吸収も行われていることから、間伐を通じ、間接的にですが、地球温暖化防止に寄与しています。

（表 2 参照）

（表2）市が実施した間伐等面積
（平成25年度～平成30年度）

年度	間伐等面積(ha)
平成25年度	21.45
平成26年度	36.09
平成27年度	65.80
平成28年度	14.45
平成29年度	15.86
平成30年度	3.11
合計	156.76

資料提供：農水商工課

部門別CO2排出量比較表

部 門		年 度	単 位	H20 (基準年度)	H27	H28	H29	対基準年度比 (H29/H28)	対基準年度比 (H29/H20)
産業部門	製造業		千トンCO2	10.8	12.5	14.9	14.9	99.5%	137.6%
	建設業・鉱業		千トンCO2	3.6	2.0	1.9	1.9	98.1%	52.7%
	農林水産業		千トンCO2	4.4	1.5	1.1	1.2	112.5%	27.0%
	小計(①)		千トンCO2	18.8	16.1	17.9	17.9	100.1%	95.5%
家庭部門(②)			千トンCO2	30.5	31.3	31.9	30.9	96.8%	101.3%
業務部門(③)			千トンCO2	122.8	137.6	137.2	132.3	96.4%	107.7%
運輸部門	自動車	(旅客)	千トンCO2	27.4	23.4	23.0	22.6	98.0%	82.3%
		(貨物)	千トンCO2	19.3	4.8	4.7	4.6	97.8%	23.8%
	鉄道		千トンCO2	1.4	1.4	1.4	1.3	95.4%	94.7%
	船舶		千トンCO2	28.6	32.2	30.8	29.6	95.9%	103.4%
	小計(④)		千トンCO2	76.7	61.8	59.9	58.1	96.9%	75.7%
廃棄物部門(⑤)			千トンCO2	4.4	3.8	3.8	3.7	96.9%	83.3%
合計(①+②+③+④+⑤)			千トンCO2	253.2	250.5	250.8	242.8	96.8%	95.9%

* CO2排出量算定方法は、地球温暖化対策地方公共団対実行計画(区域施策編)

策定マニュアル(第1版)簡易版【環境省】に基づく簡易計算方法による。

* H27年度及びH28年度の数値については、一部数値を修正しています。